

## 中野区における「子育て世代包括支援センター」の位置付けについて

### 1 子育て世代包括支援センター及びこれに関する国や都の動き

「子育て世代包括支援センター」は、妊産婦、乳幼児とその保護者を対象に、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて包括的な支援を行うことで、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とするものである。

母子保健法の改正により、平成29年4月から、従来の母子保健センターの事業を拡充した、子育て世代包括支援センター（法律における名称は「母子健康包括支援センター」）を市区町村に設置することが努力義務とされた。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、令和2年度末までに、子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すこととされた。

さらに、令和2年度から、東京都の「とうきょうママパパ応援事業」補助金の交付を受けるにあたり、区が子育て世代包括支援センターを実施していることが条件とされることとなった。

### 2 子育て世代包括支援センターに求められる事業とすこやか福祉センターの事業

子育て世代包括支援センターに求められる事業及びすこやか福祉センターの主な事業は以下のとおりである。

(1) から (4) までは必須の事業であり、(5) (6) は任意実施の事業である。

#### 子育て世代包括支援センターに求められる事業

- (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- (3) 支援プランを作成すること
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと
- (5) 母子保健事業
- (6) 子育て支援事業

### すこやか福祉センターの主な事業と、該当する子育て世代包括支援センターの事業

すこやか福祉センターの主な事業	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
ア. 妊娠の届け出、母子健康手帳の交付					○	
イ. 妊産婦面接、電話及び来所相談	○	○				
ウ. 妊産婦相談支援事業（妊娠期・子育て期支援プラン作成）	○	○	○			
エ. 産前産後サポート事業		○			○	
オ. 産後ケア事業		○			○	
カ. こんにちは赤ちゃん訪問		○				○
キ. 乳幼児健康診査		○			○	
ク. 子育て専門相談		○				
ケ. 地域育児相談会		○				○
コ. 発達支援・養育支援グループ		○				
サ. 子育てひろば						○
シ. 保育園・幼稚園・学校等との個別ケースに関する情報共有				○		

### 3 中野区の対応と今後のすこやか福祉センター事業の推進

#### (1) 子育て世代包括支援センターについての区の対応

令和2年度から、すこやか福祉センターを子育て世代包括支援センターとして明確に位置づける。

位置付け方については、中野区すこやか福祉センター条例で、子育て世代包括支援センターに必要な事業をすでに規定していることから、要綱により定めることとする。令和2年4月1日から実施する。この位置づけにより、すこやか福祉センターの組織や人員に変更は生じない。

#### (2) すこやか福祉センターのこれまでの取り組み

これまで、すこやか福祉センターは、次の通り、母子保健施策と子育て支援施策に取り組んできた。

##### ①アウトリーチの強化

平成30年度から、1歳6か月児健康診査を委託化し、保健師のアウトリーチチーム活動の強化をした。

令和元年度から、区民活動センターを単位とした、各アウトリーチチームに2名の保健師と1名の福祉職を配置している。

##### ②職員の地区担当制の導入と専門職配置の強化

- ・平成30年度から、保健師2人と発達担当の福祉職1名による地区担当制（区民活動センター単位とする）として、母子保健と子育て支援の一体的支援を行い、保健師と福祉職が協力してケース対応にあたっている。

- ・平成30年度から、すこやか福祉センターに常勤の心理職を配置し、発達・養育に課題を抱える家庭や困難ケースへの対応の充実を図っている。

### ③すこやか福祉センター認知度アップの取り組み

平成27年10月から、「妊娠・出産・子育てトータルケア事業」を開始した。

すこやか福祉センターにおいて、妊婦全員に保健師が面接、個別の支援プラン作成・妊娠・子育て応援ギフト券の贈呈を契機とし、切れ目のない支援とすこやか福祉センターの認知度アップを図っている。

### ④情報の一元管理

従来 of 紙による情報管理を変更し、母子保健システムを平成30年度から導入した。これにより、母子健康手帳の交付から、出産までの母子の健康管理、産後の乳幼児の検診の管理について、すこやか福祉センター4所及び子ども家庭支援センターの情報共有を図った。

## (3) すこやか福祉センターの今後の取り組み

令和2年4月から、すこやか福祉センターを「子育て世代包括支援センター」として位置付けることも踏まえ、区民の身近にあり、気軽に立ち寄ってワンストップで相談できる窓口を目指し、令和2年度に次のとおり取り組んでいく。

### ①母子健康手帳の交付に伴う保健指導の強化

母子健康手帳の交付を、主にすこやか福祉センター4所で交付することで保健師による指導を強化する。

### ②保健師活動の強化

3歳児健康診査事業の一部委託化に伴い、保健師が妊娠9か月頃の妊婦へ電話または面接により状況の確認を行う。

### ③児童相談所等との役割分担の整理

児童相談所設置準備に伴い、今後設置される（仮称）総合子どもセンターと、すこやか福祉センターが行うべき支援や役割分担等について、対象者のリスクの程度を踏まえ、調整を進めていく。